

名古屋芸術大学受託事業取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、名古屋芸術大学（以下「本学」という。）が、民間企業や地方公共団体等の外部機関からの委託を受け、委託を申し出る者（以下「委託者」という。）との契約に基づき、本学教職員が委託者の負担する経費を使用し、特定の業務遂行もしくはサービス提供を主として、職務として行う事業について必要な事項を定めることを目的とする。

(受入れの原則)

第2条 受託事業の受入れは、以下の原則に基づくものとする。

- (1) 本学の教育研究上有意義であること。
- (2) 本学の教育研究、学生指導その他学内運営に支障を生ずるおそれがないこと。
- (3) 委託者の委託事業内容が本学教職員の知見を活用する内容であること。
- (4) 委託者が反社会的勢力に該当する又は関与していないこと。

(受入れの条件)

第3条 受託事業の受入れについては、次の条件を付すものとする。

- (1) 受託事業の種別を問わず、受託事業で要する経費についてはいずれも消費税込みで直接経費は30万円以上、間接経費は30%であること。
 - (2) 受託事業は、委託者が一方的に中止することはできないこと。
 - (3) 受託事業に要する経費により取得した設備・備品等は返還しないこと。
 - (4) やむを得ない事由により受託事業を中止し又はその期間を延長する場合は、本学はその責を負わないこと。
 - (5) 既納の受託事業に要する経費は、原則として委託者に返還しないこと。ただし、本学において特に必要があると認めるときには、不用となった経費の額の範囲内でその全部又は一部を返還することがあること。なお、返還しない場合であって、直接経費に執行残額が生じた場合は、その全額を受託事業において直接的に用いた経費として処理する。
 - (6) 委託者は、本学が発行する請求書に基づき、受託事業に要する経費を当該受託事業の開始前に本学が指定する金融機関口座に納付するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、学長が必要と認める条件は別に付加することができる。
- 3 学長は第1項第1号、第3号及び第6号の条件について、学長が特別に認める委託者若しくは国の機関、公的政府関係機関、地方公共団体、独立行政法人等（以下「機関等」という。）である場合は、個別に学部長が承認することとし、この条件を付さないことができる。

(受入れの決定)

第4条 受託事業の受入れは、受託事業を依頼された教職員（以下「事業代表者」という。）が、委託者から本学宛に提出された任意様式の「受託事業受入依頼書」を添付した「受託事業承認願」（様式第1号）を事前に提出し、所属長及び学長に承認を得なければならない。

(受託事業の契約締結)

- 第5条 事業代表者は、第4条により承認を得られた後、すみやかに「受託事業契約書」(様式第2号)及び「受託事業収支見積書」(様式第3号)を提出し、事業代表者の所属長及び学長の承認を得なければならない。
- 2 「受託事業契約書」には、委託者と事業代表者との間において、学長名で締結するものとし、原則として次の事項の記載を要するものとする。
- (1) 題目名、事業代表者名について
 - (2) 活動実施期間、受託事業費(金額)について
 - (3) 知的財産権の取扱、権利の帰属について
 - (4) 成果の公表について
- 3 学長は、契約締結後、第4条様式第1号、第1項様式第2号及び様式第3号の写し及び法務コンプライアンス室長の意見書を添えて、理事長に報告するものとする。

(受託事業の開始)

- 第6条 事業代表者は、当該受託事業にかかる契約書に定められた事項を遵守して事業を開始するものとする。
- 2 受託事業の開始は、受託事業契約書を締結した日からとする。ただし、第3条第1項第6号により、本学が受託事業経費の納付を確認できていない場合、学長は受託事業開始日を先送りすることができるものとする。

(受託事業の責任)

- 第7条 受託した事業については、事業代表者が全責任をもってこれにあたらなければならない。

(受託事業における在学生及び学外者の取扱い)

- 第8条 受託事業に取り組むにあたり在学生や学外者を活動させる場合、事業代表者は所属長並びに地域・社会連携部長に申し出を行い、承認を得なければならない。
- 2 前項により、在学生や学外者を雇用する場合、事業代表者は所定の様式により事前に地域・社会連携部長に申し出て承認を得なければならない。
- 3 前項により雇用された在学生や学外者に対して、事業代表者は当該受託事業費から本学が定める基準に基づき、給与や交通費等を適切に支払うとともに、労働災害等に適用可能な保険にも加入させ、事故なきよう十分管理・監督しなければならない。

(知的財産権の帰属)

- 第9条 受託事業による知的財産権の帰属は、契約時に委託者と特に定めのない場合、原則として本学に帰属するものとする。
- 2 受託事業費で購入した機器類備品類等の資産にあたるものの帰属は、契約時に委託者と特に定めのない場合、原則として本学に帰属するものとする。

(受託事業の完了報告)

- 第10条 事業代表者は、受託事業が完了したときは、「受託事業収支決算報告書」(様式第4号)及び「受託事業完了報告書」(様式第5号)を作成し、所属長を経て学長に提出しなければならない。
- 2 学長は、前項様式第4号及び第5号の写し及び法務コンプライアンス室長の意見書

を添えて、理事長に提出するものとする。

(成果の公表)

- 第 11 条 受託事業による成果の公表については、委託者からの特段の要望がない限り、個人情報の取扱いに十分配慮しつつ、受託事業終了後 6 か月以内に公表する。
- 2 前項における公表は、本学公式ウェブサイトの所定ページで行うとともに、必要に応じて本学が発信・発行する媒体においても行うことができる。
- 3 第 1 項における公表について、学長は事業代表者に対して、国立研究開発法人科学技術振興機構が運営するリサーチマップにおいて、事業代表者自らの成果として公表することを求めることができる。

(その他)

- 第 12 条 受託事業について、受託する教職員が業務としてではなく、個人又は個人が属する法人若しくは機関等として当該受託事業を受託する場合は、第 2 条第 2 号及び第 4 号に該当しないことを確認するとともに、本学における教育・研究名古屋芸術大学教育職員就業規則に基づき、兼業の許可を得なければならない。
- 2 前項により兼業許可を得た場合は、個人又は個人が属する法人等で受託した事業という性質から、許可なく本学の施設や設備並びに教職員、在学生等を活用してはならない。

(所掌事務)

- 第 13 条 本規程における契約業務及び受託事業費の執行・管理等に関する業務は、経営本部地域・社会連携部が行う。

(規程の改廃)

- 第 14 条 この規程の改廃は、経営倫理委員会で審議し、常任理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

- この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。